

令和8年度寒河江市浄化槽整備促進事業費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、既存単独処理浄化槽又は汲み取り便槽から合併処理浄化槽への転換の促進により、生活雑排水による公共用水域の水質汚濁を防止するとともに、事業に係る経済的な負担の軽減を図るため、合併処理浄化槽への転換を行う者に対し、予算の範囲内において補助金を交付することに関し、寒河江市補助金等に係る予算の執行の適正化に関する規則（平成6年市規則第17号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 合併処理浄化槽 浄化槽法（昭和58年法律第43号）第2条第1号に規定する浄化槽をいう。
- (2) 既存単独処理浄化槽 浄化槽法の一部を改正する法律（平成12年法律第106号）附則第2条に規定する既存単独処理浄化槽をいう。
- (3) 汲み取り便槽 し尿を貯留し、定期的にこれを汲み取って処分する方式の便槽（泡又は少量の水を使用する簡易水洗便所で定期的に汲み取る方式の便槽を含む。）をいう。
- (4) 浄化槽転換事業 既存の住宅等の改良により、既存単独処理浄化槽又は汲み取り便槽（以下「単独処理浄化槽等」という。）を廃止し、合併処理浄化槽を設置する事業をいう。（敷地内に設置した簡易便槽の合併浄化槽への転換及び旧建築物を残した増設事業で、増設した部分のみで独立した住宅の機能を有する場合の合併浄化槽への転換を除く。）

(5) 市町村設置型浄化槽転換事業 寒河江市浄化槽等設置管理条例（平成23年市条例第24号）に基づき整備する浄化槽で、新築を除く浄化槽転換事業に該当する事業をいう。

(6) 分担金 寒河江市浄化槽等整備事業分担金徴収条例（平成23年市条例第25号）に規定する分担金をいう。

（補助対象者）

第3条 補助金の交付を受けることができる者は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

(1) 市町村設置型浄化槽転換事業において浄化槽を設置する者

(2) 市税等に滞納がない者

（補助金の額）

第4条 補助金の額は、次に掲げるとおりとする。

(1) 5人槽にあっては80千円

(2) 6人槽以上にあっては100千円

2 分担金の減免を受けた者で、減免後の分担金の額が前項の補助金の額に満たない場合は、その額以内とし、千円未満の端数は切り捨てるものとする。

（補助金交付申請書）

第5条 補助金等交付申請書の様式は、規則第5条の規定にかかわらず、令和8年度寒河江市浄化槽整備促進事業費補助金交付申請書（様式第1号。以下「申請書」という。）によるものとする。

2 申請書は、当該申請に係る浄化槽転換事業に着手する前に市長に提出するものとし、添付すべき書類は次に掲げるとおりとする。

(1) 着工前写真

(2) 申請者の令和7年度分（令和8年4月から6月まで申請する場合は令和6

年度分)の納税証明書

(3) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

(実績報告書)

第6条 補助事業等実績報告書は、規則第14条の規定にかかわらず、令和8年度寒河江市浄化槽整備促進事業費補助金実績報告書(様式第2号。以下「実績報告書」という。)によるものとする。

2 実績報告書は、浄化槽転換事業が完了した日から20日を経過した日又は令和9年3月5日のいずれか早い日までに市長に提出するものとし、添付すべき書類は、次に掲げるとおりとする。

(1) 分担金領収書の写し

(2) 施工写真(汲み取り槽・単独浄化槽を撤去した場所及び新設した合併浄化槽)

(3) 預金通帳の写し(口座情報が記載されている部分)

(4) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

(帳簿等の保管)

第7条 規則第22条に規定する帳簿及び証拠書類は、補助事業が完了した日が属する年度の翌年度の4月1日から起算して5年間保管しなければならない。

(委任)

第8条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和8年4月1日から施行する。

様式第1号（第5条関係）

年 月 日

寒河江市長 齋 藤 真 朗 様

住 所

氏 名

電話番号

令和8年度 寒河江市浄化槽整備促進事業費補助金交付申請書

寒河江市浄化槽整備促進事業費補助金交付要綱第5条の規定により、補助に関する資格、条件及び手続きを了承の上、関係書類を添えて下記のとおり申請します。

記

- 1 浄化槽の設置場所
- 2 浄化槽の人槽 人槽
- 3 交付申請額 金 円
- 4 工事着工予定年月日 年 月 日
- 5 添付書類
 - (1) 着工前写真
 - (2) 納税証明書（4月から6月申請分は令和6年度、7月から3月申請分は令和7年度）
 - (3) その他市長が必要と認める書類

様式第2号（第6条関係）

年 月 日

寒河江市長 齋 藤 真 朗 様

住 所

氏 名

電話番号

令和8年度 寒河江市浄化槽整備促進事業費補助金実績報告書

年 月 日付け指令水第 号で交付決定の通知があった寒河江市浄化槽整備促進事業費補助金の工事が完了したので、令和8年度寒河江市浄化槽整備促進事業費補助金交付要綱第6条の規定により、関係書類を添えて報告します。

記

1 浄化槽の設置場所

2 浄化槽の人槽 人槽

3 補助金交付額 金 円

4 工事完了年月日 年 月 日

5 添付書類

- (1) 分担金領収書の写し
- (2) 施工写真（汲み取り槽・単独浄化槽を撤去した場所及び新設した合併浄化槽）
- (3) 預金通帳の写し（口座情報が記載されている部分）
- (4) その他市長が必要と認める書類